

合同チーム編成規程

山口県中学校体育連盟

1 趣旨

本規程は、少人数の運動部に、山口県中学校体育連盟が主催する大会への参加機会を与えようとするものである。**競技力向上を第1の目的とせず**、あくまでも、人数が足りないチームの救済措置である。

2 合同チームの編成条件

- (1) 競技力向上を第1の目的とせず、合同が適正であると認められること
- (2) 県中体連加盟校で設置部（県中体連登録）があり、日常的に学校で活動を行っていること。
- (3) 原則として、支部内の学校で編成すること
- (4) 個人の部をもたない団体競技で、単独では部員数が最低人数に足りない時、または、チーム編成ができない時とし、最低人数は次のとおりとする。

バスケットボール：5人 バレーボール：6人 軟式野球：9人
ソフトボール：9人 サッカー：11人 ハンドボール：7人

- (6) 春季大会については、1年生を除いた人数を最低人数としてよい。

3 合同チームの編成の仕方

- (1) 単独で最低人数が足りないB校と、単独で最低人数が足りているA校で編成
ア A校とB校で1チームを編成（ABチーム）
イ A校単独1チームと、B校の足りない選手をA校から補った1チームの、2チームを編成（Aチーム、ABチーム）
- (2) 単独で最低人数に足りないB校とC校で編成
ア B校とC校で1チームを編成（BCチーム）
- (3) 3校以上で編成する場合
ア 3の(1)(2)項の考え方で、2チームまでの編成が可能

4 合同チームの大会への参加

- (1) 本規程に基づいて編成された合同チームは、山口県中学校体育連盟が主催する大会への参加を認める。また、（公財）日本中学校体育連盟及び中国中学校体育連盟が主催する大会についても、大会への参加が認められる。

- (2) 前大会から本大会までの間、同一のチーム編成であることとする。また、大会への選手登録、出場権、シード権等は、次のとおりとする。
- ア 単独で最低人数に足りない学校の選手が登録されていること。
 - イ 3の項で合同チームを2チーム編成した場合、そのチーム間で登録選手を入れ替えることはできない。
 - ウ 合同チームの相手校選手との登録変更は認めない。
 - エ 単独で最低人数に足りる状況となっても、本大会終了までは合同チームを継続できる。
 - オ 単独で最低人数に足りてしまうこととなる選手の追加登録及び登録変更は認めない。ただし、最低人数に足りない学校同士の場合は、双方の学校が最低人数に足りてしまうこととなる時とする。
 - カ 合同チームの編成が変わる場合、原則として合同チームで得た権利は消滅する。また、その権利は他のチームに振り替えない。
- (3) 大会参加時には、チーム名は、連名で表示する。
- (4) 引率・監督については「山口県中学校体育連盟引率・監督規程」による。

5 合同チーム編成の手続き

- (1) 合同チーム編成に関する趣旨や内容等について、事前に関係する生徒・保護者に各学校で説明し、了承を得る。
- (2) 合同チームを編成しようとする、双方の学校長の判断により編成を決定し、支部中体連の了承を得る。
- (3) 支部中体連理事長は、該当競技の専門委員長・専門委員に了承を得る。
- (4) 支部中体連理事長は、年度始めの調査で合同チーム編成の状況を県事務局に知らせる。また、年度始めの調査後は、随時、状況を県事務局に知らせる。

6 その他

- (1) 合同チームの編成に伴い県大会の出場枠数が変わる場合については、単年度の変更は認めない。また、他に振り替えない。
- (2) 救済の方法を検討するが、単独で最低人数に足りている中学校の活動方針は尊重されなければならない。
- (3) 合同チームの編成に頼りきった部活動運営とならないよう、学校で部活動の在り方について検討し、中、長期の計画・見通しをもち、支部内での検討も継続すること。

附 則

本規程は、平成10年4月21日これを制定、平成10年度山口県秋季体育大会より実施。

本規程は、平成21年4月23日これを改正、実施。

なお、平成21年度、22年度は試行期間とする。

本規定は、平成30年4月24日これを制定、平成30年度山口県中学校春季体育大会より実施